

第6章

計画の推進に向けて

1 計画の推進にあたって

本市では、これまでも「保育緊急5か年計画（改訂版）」の推進など、就学前児童数の増加や保育需要への適切な対応を図るため、大幅な保育受入枠の拡大や多様な保育サービスの充実を図ってきました。

さらに、この計画においても、**認可保育所の整備によって、3年間で4,000人を超える定員増や多様な保育サービスの充実**を図ることを中心に、**地域や社会全体で子育てを支える取組の推進**を図っていきます。

都市部へ人口が集中し、低年齢（0歳から2歳）児を中心とした保育所の利用などの子ども・子育て支援サービスの利用ニーズは多様化しており、待機児童や児童虐待の増加等の子育てを取り巻く社会問題は、大都市等における共通の課題となっています。

子育てを取り巻く環境が変化する中、**子ども・子育て支援サービスの利用ニーズは、就学前児童数の推移や働き方の多様化など、社会状況の変化に大きく影響**を受けています。

また、国においては、「子ども・子育て新システム」が検討されており、**保育制度を含めた子ども施策全般にわたる新たな制度づくり**が進められています。

国の制度改正や本市の社会状況の変化、さらには子育てを取り巻く環境の変化にも適切に対応しながら、**すべての子どもの育ちが等しく保障され、子育てする家庭の選択が尊重されるような取組を進めるため、「第2期川崎市保育基本計画」（かわさき保育プラン）における着実な事業の推進**を図っていきます。

2 計画の推進体制

本市では、これまでも保育環境の整備などを本市の重点的な課題として捉えて、庁内の関係局・区が連携しながら、全庁的な対応を図ってきました。

この計画の推進にあたっては、**本市の社会状況の変化に適切に対応しながら**計画の進捗管理を行うため、**市民・子ども局子ども本部を中心**として、庁内の関係局・区で構成する「**(仮称)川崎市保育施策庁内推進本部**」を設置し、全庁的な対応を図りながら、“**子どもの笑顔があふれ、未来の力を育むまち・かわさき**”の実現を目指した取組を推進していきます。